

境港市障がい福祉サービス事業所連絡会
「相談支援」ワーキンググループ報告

《第1回》

日時 平成30年9月3日(月) 9:30~11:30

出席者 事業所9人・福祉課5人

協議内容

1. 境港市の現状について

- ・市内3事業所いずれも、新規の計画相談を受けるのが難しい状況。
- ・子どもの障がい受容ができない保護者には福祉課(サービス申請等)までのハードルが高い。

2. 相談支援に関する方向性

- ・一般相談支援を福祉サービスの利用援助だけでなく、社会生活力を高める支援や、ピアカウンセリング(当事者活動)、サロンの開設、住民理解を深める活動、地域づくりなども含めて考えればよい。
 - ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等も合わせて考える必要がある。市の規模から一カ所に機能を集約するのは難しい。
 - ・松江市は市社協のなかに基幹相談支援センターが設置されており、輪番制で委託センターが常駐。鳥取市は社協に基幹相談支援センターを委託。困難ケースに対応したり、他の事業所を後方支援している。
- (福祉課)平成31年度以降、境港市の一般相談は他市町村と共同委託ではなく、単独委託することに決定した。

3. 相談支援パンフレットについて

- ・市内にどんなサービスがあるか、視覚的にわかるものがあればよい。
- ・鳥取市ではホームページでサービスをクリックすると、事業所一覧が出てくる。児童のものは別に作成されている。

(福祉課)サービス導入の際に使用するもので児童も合わせたパンフレットの叩き台を作成する。

《第2回》

日時 平成30年11月19日(月) 9:30~11:00

出席者 事業所5人・福祉課5人

協議内容

1. 平成31年度境港市の相談支援体制について

- 計画相談事業所陽なたの休止にかかる児童の計画相談の引継ぎについて
(⇒12月末時点で引継先の決まらなかったケースは1月に西部障害者自立支援協議会で調整をかけ、受託可能な事業所と調整会議を開催、引継ぎの目途が立った。)
- (福祉課) 平成31年度の一般相談は障害者支援センターさかいみなとに委託したい。市内に相談員の数が足りない。人材不足とも聞いている。介護の事業所にお願いしようと考えたが、ケアマネも不足している状況。国や県にも要望を出したい。
- (西部圏域でも) ほとんどの事業所が相談員1人あたり60~70件位持っていて、新規の計画相談の受け入れ可能件数も要相談かゼロ。制度上無理がある。
- 新規の事業所ができた後のサポート体制はどうするのか? 相談できる所が必要。相談員のよこのつながりも。事業所は余力がないとその役割ができない。鳥取市は基幹(市社協)が計画相談を持たず、事業所からの相談や困難ケースの対応を、協議会の運営も行っている。ベテランの相談員が多い。
- 境の人で米子の事業所が受けている、また、米子の人を境の事業所が受けている一般相談はどうするのか。例えば南部町のケース、支給決定は境のままだけど、計画をさかいみなとから南部町の事業所に移管するとか、利用者の整理が必要。広域的に枠組みを考えていく必要がある。

2. 相談支援パンフレットについて

- 鳥取市では障がい福祉課に配置のほか、各相談支援事業所、一般相談事業所、障害福祉サービス事業所、施設等で活用。
(福祉課) たたき台を資料としてお配りしている。ご意見等をお寄せいただきたい。
(⇒相談支援パンフレットは平成31年度予算化、市報に折込予定。)